

# 『医療的ケア児（者）の短期入所受入事業所リスト』

## ご利用にあたっての注意事項

以下の注意事項をよく読み、同意いただいた上でご利用ください。

- ① 本リストは、当センターが実施した「短期入所事業に関する調査」を基に作成し、公開に同意を得られた事業所のみを掲載しています。本リストに掲載された事業所だけが医療的ケアに対応しているわけではありません。
- ② 本リストに掲載した内容は、事業所の回答に基づいています。サービスの内容や対応できるケア等の詳細については、直接、事業所にお問い合わせください。
- ③ 本リストに掲載した内容は、調査実施時点の内容であるため、サービスの提供状況に変動が生じる場合があります。
- ④ 医療的ケアの内容は幅広く、個別性も高いため、個人のおかれた状況によってはサービスが受けられない場合もあります。
- ⑤ 本リストの内容を当センター以外の者が編集、改変することを禁じます。

沖縄県医療的ケア児支援センター  
センター長 當山 潤  
電話 098-894-6820

令和6年度 医療的ケア児（者）の短期入所受入事業所リスト

○=受入相談可能

△=要相談

「医療的ケア」は個別性が高く、ケアの項目の内容は幅が広いいため、相談の上で対応します。

令和6年7月末時点

	施設名	所在地 連絡先	対象者		受け入れる医療的ケアの内容														備考			
			児童 (18歳未満)	成人 (18歳以上)	経 鼻 胃 管	経 鼻 十 二 指 腸 管	胃 瘻	腸 瘻	人 工 呼 吸 器	気 管 切 開	エ ア ウ ェ イ	吸 引 ・ 吸 入	酸 素	排 痰 補 助 装 置	導 尿	洗 腸	摘 便	人 工 肛 門		膀 胱 瘻		
北部 圏域	名護療育医療センター	沖縄県名護市宇字茂佐1765 TEL：0980-52-0957	○	○	○						○	○	○	○			○	○	○	ケアの内容は要相談。		
中部 圏域	障害者支援施設 松原園	沖縄県国頭郡金武町字金4231番地 TEL：098-968-3961		○	○					○	○					○			○	利用については要相談。		
	指定障害者支援施設美原の里「短期入所」	沖縄県うるま市石川東恩納1517番地 TEL：098-965-3308		○						○	○				○	○	○	○				
	沖縄中部療育医療センター	沖縄県沖縄市比屋根5-2-17 TEL：098-932-6077	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○			○	初回利用や長期間利用が空いている方、前回の利用からケアの内容に変更のある方は、主治医からの診療情報提供書の提出と当院診察のうえ利用を案内する。呼吸に関するケアの内容については、要相談。	
	共生型短期入所事業所 きづきの家	沖縄県沖縄市泡瀬1丁目21番15号 TEL：098-937-5512	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	対象は通所利用者のみ。
南部 圏域	ジョイント合同会社ばれっとViVi	沖縄県浦添市西原一丁目6番9号 TEL：098-870-6655	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	沖縄療育園	沖縄県浦添市字経塚714番地 TEL：098-877-3478	満1歳～	○	○		○	○		○	○	○			○	○	○	○				
	沖縄南部療育医療センター	沖縄県那覇市寄宮2丁目3番1号 TEL：098-996-2014	満3歳～	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	新規の成人の受け入れはしていません。
	医療型短期入所Kukuru	沖縄県那覇市真地216-17 TEL：098-888-5996	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24時間人工呼吸器が必要など、医療的ケアが多い児童を優先的に受け入れる。
	桜山荘「共に生きる町」 たかみねデイホームさくらんぼ3号館	沖縄県豊見城市字高嶺395番地44 TEL：098-996-2519		○	○		○				○	○							○	○		医療的ケア以外の内容は、体験利用のうえで受け入れを検討する。 ※夜間看護師不在のため、ケアは喀痰吸引資格者が対応する。
	障害者支援施設 青葉園	沖縄県豊見城市字高嶺395番地1 TEL：098-851-9507	満3歳～ 18歳未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	3歳未満に関しては要相談。 毎月2～3回の土日のみの受け入れ。
宮古 圏域	ショートステイ ひだまり	沖縄県宮古島市平良字東仲宗根757-28 TEL：0980-79-6662	1歳未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		医療的ケア以外に関する内容については要相談。